

議案第27号 習志野市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護
予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

介護保険法施行規則の改正により、厚生労働省令で定める基準が改正されたことに伴い、看護小規模多機能型居宅介護事業者[※]として指定を受けることができる者を省令の基準と同様に追加するものです。

[※]施設への通所・宿泊、自宅への訪問による介護と看護サービスを一元的に提供する事業者

改正前	改正後
・法人	・法人 ・病床を有する診療所を開設している者

（施行期日）

平成30年4月1日から施行します。